

## ■第3次大津町行財政改革大綱後期実施計画

# 後期改革プラン

ダイジェスト版

平成22年度～平成26年度

### ●はじめに

大津町では、平成17年度に策定した「第3次大津町行財政改革大綱」と「大津町集中改革プラン」に基づき、行政経費の圧縮や職員定数の削減、民間委託の推進など様々な改革に取り組み一定の成果をあげてきました。

しかし、長引く経済・雇用情勢の低迷による法人町民税をはじめとする税収の大幅な減少や、国の三位一体改革による地方交付税総額の削減、また、歳出面においても、高齢化により福祉・医療・介護関係の支出が増加するなど、町の財政は非常に厳しい状況となっています。今後も引き続き財源不足が続くと予想されている中、さまざまな行政課題への対応も求められており、なお一層の改革を進めることが必要となっています。

このような状況において、後の世代に負担を回すことなく、質の高い行政サービスを提供していくためには、既存の枠組みや従来の発想にとらわれず柔軟な姿勢で行政運営を行う必要があります。

そこで、第3次大津町行財政改革大綱（平成17年度～平成26年度）の前期実施計画にあたる集中改革プランが平成21年度をもって終了することに伴い、後期実施計画として、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「後期改革プラン」を新たに定め、引き続き行政改革を推進していくこととしました。

この後期改革プランに於いても、行財政改革大綱で掲げる「住民満足」「住民協働」「経営」の3つの改革の視点を基本理念とし、職員の意識改革による「内からの改革」と、町民・企業・行政が一体となり、住民の視点にたった「外からの改革」を進めます。また、開かれた行政運営と町民から信頼される役所を目指し、内部のスリム化や効率化を徹底し、限られた行政資源を有効に活用して、町民の満足度の最大化を図っていきます。

#### 行財政改革大綱とは…

行財政改革を推進していくための組織体制のあり方や、事務事業（業務）の進め方などの基本的な方針・方向性（総論）を示すもので、町が行財政改革の視点で行政運営を行っていく上での基本方針となるものです。

■推進期間：平成17年度～平成26年度（10年間）

#### 後期改革プランとは…

集中改革プランに続く後期5年間の実施計画です。集中改革プランの取り組みの成果や課題を検証し、継続して取り組む項目をはじめ、新たな取り組みも盛り込まれています。

■計画期間：平成22年度～平成26年度（5年間）

#### 策定の体制と経緯

「後期改革プラン」の策定にあたっては、町長を本部長とし、計画の策定や実施について協議・決定する「大津町行政改革推進本部」と、行政改革の推進について意見を述べていただく町民の代表で組織する「大津町行政改革懇談会」において、平成21年3月から平成22年3月までの約1年間にわたって意見の集約を図りながら策定作業を行いました。

# 行財政改革大綱と後期改革プランの基本的内容

● 行財政改革の推進にあたって、次の基本的視点を設定しています ●

<b>視点1</b>	住民満足	行政が住民を顧客としてとらえ、住民の皆さんが、価値があると思い、役立つと評価し満足できる行政サービスの提供をめざします。
<b>視点2</b>	住民協働	住民との役割分担を見直し、協働体制をつくり、住民自治力を高めていきます。また、住民との対話を通じて、わかりやすい情報の提供に努めていきます。
<b>視点3</b>	経 営	民間における経営改善手法を学び、環境の変化に迅速に対応できる組織機構やコスト管理、人事制度など、これまでの行財政手法を見直します。

● 次のような改革項目の柱を設定しています ●

行財政改革大綱の主要項目 (改革の主要9項目を設定)
1. 事務事業・補助金等の整理合理化
2. 組織・機構の合理化
3. 外部化(アウトソーシング)の推進
4. 定員管理及び給与の適正化
5. 財政運営から経営へ
6. 電子自治体の推進
7. 意識改革
8. 参加から参画、そして協働へ
9. 広域行政の推進

後期改革プランの主要項目 (重点6項目を設定)
<b>1. 事務事業・組織等の整理合理化</b> ■組織・機構の見直し    ■審議会等の適正化 ■行政区の適正化        ■投票区の適正化 ■電子自治体の推進      ■窓口サービスの向上 など
<b>2. 民間委託の推進</b> ■事務事業の民間委託の推進 ■公の施設への指定管理者制度導入や民営化等の検討
<b>3. 定員管理の適正化</b> ■職員定数の適正化
<b>4. 財政運営の健全化</b> ■行政評価制度の活用    ■公会計制度の整備 ■経費節減                    ■自主財源の確保
<b>5. 意識改革と人材育成</b> ■職員の意識改革と人材育成 ■人事評価制度の運用
<b>6. 住民・地域との協働</b> ■まちづくり基本条例 ■地域や住民との協働と地域づくり活動の推進

# 「後期改革プラン」重点6項目のおもな内容

## 1. 事務事業・組織等の整理・合理化

- ・住民に分かりやすく、多様なニーズに対応できる横の連携のとれた効率的で機能的な組織づくりを進めます。現在の機構を検証し、必要に応じた部署の統合や廃止などの機構改革を検討します。
- ・町の付属機関としての各種審議会や委員会等について、町政への住民参加という観点から、その設置目的や必要性、委員構成などについて再検討を行い、情報公開にも努めます。
- ・行政サービス提供や地域コミュニティ育成などの観点から、現在65ある行政区の再編について行政区の意見を聞きながら進めます。
- ・有権者数や交通、地理的条件などのバランスを総合的に考慮した投票区の再編に取り組み、投票に行きやすい環境の向上を図ります。
- ・町ホームページの充実や、行政情報の提供など電子化による住民サービスの向上を図ります。
- ・窓口のワンストップサービスの推進などに取り組み、役場の窓口サービス向上に努めます。

## 2. 民間委託の推進

各種事務事業や公の施設の管理運営について「公的関与の必要性」という観点からそれぞれに検討作業を行い、引き続き各種事務事業の民間委託の推進と、公の施設の管理運営について民営化や民間との協働による利便性の向上や管理運営の効率化を図っていきます。

### ①事務事業

- ・町有林の管理や森林整備は、長期的な視点に立って合理化を図っていく必要があるため、各種施業や管理業務について長期の施業委託契約による民間委託を推進します。
- ・町営住宅の管理業務の一部についてアウトソーシングを検討します。

### ②公の施設（主な施設のみ記載）

既に指定管理者制度を導入している施設	総合交流ターミナル施設（大津温泉岩戸の里）、老人福祉センター、若草児童学園、楽善ふれあいプラザ、高齢者生きがいセンター、学童保育施設（大津小・室小）など
指定管理者制度導入等の民間委託を推進していく施設	町運動公園、総合体育館、子育て・健診センター、町民交流施設（オークスプラザ）、町立公園など
民営化を推進する施設	老人ホーム（すぎなみ園）など
施設の譲渡（払い下げ）を検討する施設	地区公民館分館の一部など

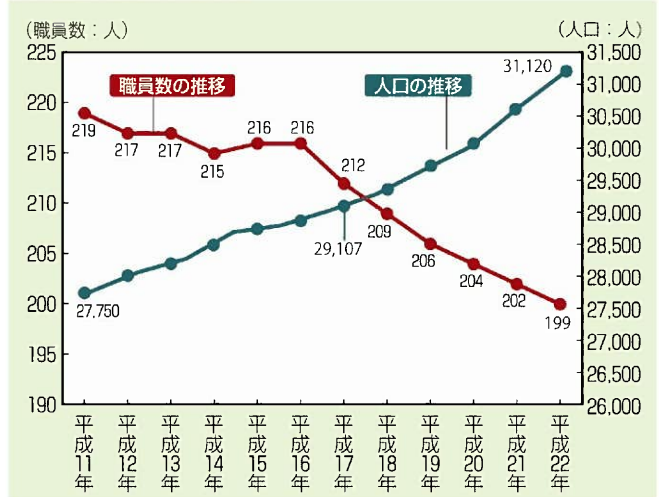
- ・公の施設については、民間事業者における適切な管理運営とサービス提供がなされているかなどを監視するための「モニタリング」の体制を整備します。
- ・環境保護と新エネルギーの普及啓発を図るため、「大津町地域新エネルギービジョン」に基づく公共施設への太陽光発電システムの導入などを推進します。

### 3. 定員管理の適正化

これまで、大津町定員適正化計画と集中改革プランの中で、平成17年の職員数212名を5年間で12名（5.7%）削減する具体的な職員数の削減目標を明示して職員定数の適正化に努めてきました。

しかし、今後は人口の増加に伴う行政需要の拡大、地方分権による市町村への権限委譲など、事務事業の増加も課題となってきています。そこで、事務の執行方法や担い手などを整理した上で、状況に応じた定員適正化計画の見直しを行いながら、住民サービスを低下させることのない取り組みを今後も継続していきます。

### 町職員数の推移



(注) 職員数は毎年4月1日現在

### 4. 財政運営の健全化

限られた財源の中で多様化する住民ニーズに対応するためには、事務事業の徹底した見直しによる行政経費の縮減と自主財源の確保が重要であるため、行政評価制度を活用し、緊急性や優先度を考慮した事業選択を実施します。また、長期財政計画のもとで、財政規律を堅持しつつ、経常経費についても事務の効率化や改革改善に取り組むなど、経費の縮減に努めながらこれまで以上に財政運営の健全化に努めていきます。

#### ●主な取り組み

行政評価制度の活用、公会計制度の整備、内部管理経費の削減、補助金の適正化、町税（町民税、固定資産税等）の収納対策、介護保険料・保育料・町営住宅使用料・下水道使用料などの収納対策、下水道加入促進、有料広告の導入、未利用財産の処分、企業誘致の推進など

### 5. 意識改革と人材育成

多様化する行政ニーズに対応し、よりよい住民サービスを提供するためには、職員一人ひとりが時代を先読みし、常に経営的感覚や危機感を持って業務を行う姿勢が重要です。後期においても、更なる職員の意識改革を進めます。また、平成21年度に策定した人材育成基本方針に基づき、求められる役割や能力を十分備えた、町民の負託に応えられる職員の育成に取り組みます。さらに、人事評価制度に基づき、職員の能力を十分に発揮できるような人材育成の取り組みと、能力や勤務実績による評価と給与への反映、また、評価結果のフィードバックなどを行いながら制度を運用していきます。

### 6. 住民・地域との協働

「まちづくり基本条例」に定められている町政の組織及び運営等に関する条項等に基づく行財政改革の取り組みを推進し、住民が町政に関心を持ち、町政を身近なものと感じることができるよう情報提供するなど、地域との協働に向けた取り組みを進めます。また、地域の課題や特性を十分踏まえながら住民の知恵と活力を地域に活かし、各行政区などの地域団体をはじめ、ボランティアやNPO等、住民が進んで行政に参加できる取り組みを進めます。

●地域づくり活動支援事業、地域福祉推進事業、地区担当職員制度、地域通貨「水水」制度による「元気大津づくり活動」とボランティア活動の推進など。

町の行財政改革大綱と後期改革プランについては、大津町ホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください。★アドレス <http://www.town.ozu.kumamoto.jp/> 企画部企画課行革推進係